

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名		神奈川県生活環境の保全等に関する条例			
条 例 番 号		平成9年神奈川県条例第35号	法 規 集	第5編第1章	
所 管 室 課		環境農政局環境部大気水質課			
条 例 の 概 要		工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、公害の未然防止のために工場及び事業場に対して大気汚染や水質汚濁などを総合的に規制するなど、環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めており、現在においても必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例により、公害の未然防止が図られるとともに、大気や水の環境が改善されるなど、県民の生活環境を保全する上で有効に機能しているが、大規模災害の発生やアスベスト問題等の環境を取り巻く状況の変化に対応するため、国の動向も見極めた上で条例の改正及び運用の改善等を検討する。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で工場及び事業場に対する規制、事業活動における環境の保全のための措置などを定めることにより、生活環境の保全に関する大気汚染や水質汚濁などの規制等を総合的に実施しており、効率的なものとなっている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に規定している規制や責務は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の「生活環境の保全」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例で規定している工場及び事業場に対する規制、事業活動における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項は、条例の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内であり、憲法・法令に抵触しない。			
	その他	環境関連法令の改正を受けて、条例の改正及び運用の改善等を検討する。			
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 環境を取り巻く状況の変化に対応するとともに、環境関連法令の改正を受けて条例の改正及び運用の改善等を検討する。			